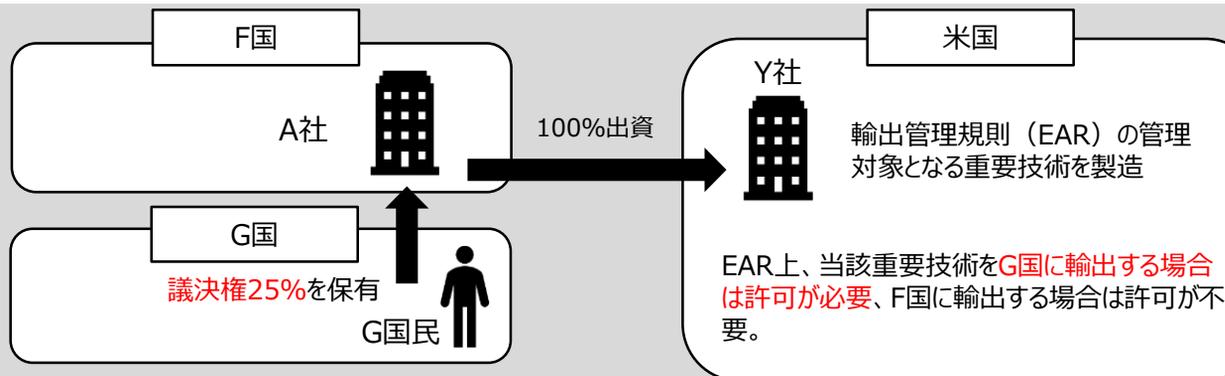


■米財務省が官報で示しているCFIUSへの申告が義務となる/ならない事例

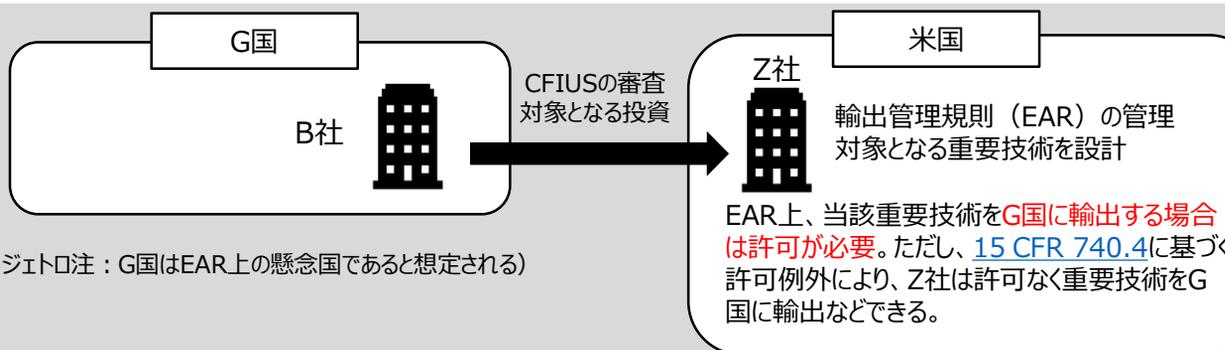
財務省は[31 CFR 800.401 \(j\)](#) でCFIUSへの事前申告が義務となる/ならない事例を(1)～(3)まで掲載しているが、今回の規則変更に伴い追加で以下の3事例を加えるとしている。

・事例4 (申告が義務となるケース)



(※ジェトロ注：G国はEAR上の懸念国であると想定される)

・事例5 (申告が義務となるケース)

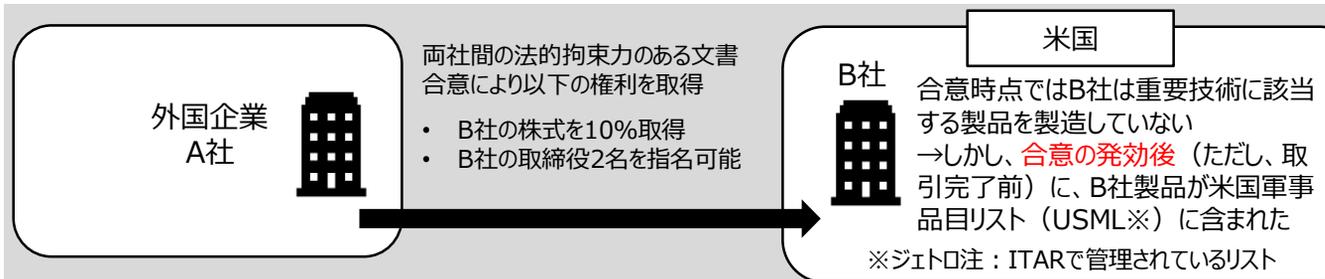


(※ジェトロ注：G国はEAR上の懸念国であると想定される)

※今回の変更案では、輸出管理規則 (EAR) などで認められている下記の限られた許可例外に該当する場合は、CFIUSへの申告が義務とならないとしている。上記Z社の許可例外は下記に該当しないため、CFIUSへの申告が義務となると見られる。

- [15 CFR 740.13](#)で規定されている技術・ソフトウェアにかかる許可例外 (TSU)
- [15 CFR 740.17 \(b\)](#)で規定されている、暗号化製品・ソフトウェア・技術等にかかる許可例外 (ENC)
- [15 CFR 740.20 \(c\)\(1\)](#)で規定されている、国家安全保障 (NS) 規制、化学・生物兵器 (CB) 規制、核不拡散 (NP) 規制、地域安定 (RS) 規制、犯罪防止 (CC) 規制、重要品目 (SI) を[カントリー・グループA:5](#)の国に輸出などする場合の許可例外 (STA)

・事例6 (申告が義務とならないケース)



官報は31 CFR 800.401(C)(3)に基づき、本ケースでは申告が義務でないとしている。同条項は重要技術と認定される時点は、800.104(d)で規定する(1)取引の完了日、(2)取引当事者が法的拘束力のある文書合意を発効した、(3)当事者が株式保有者に対して、米国事業の株式売り出しを公募した、(4)株主が米国事業の取締役選任に関する委任状勧誘を行った、もしくは、緊急時株式持分 (Contingent Equity Interest ※) の所有・保有者がそれを株式持分に転換することを要請した、のいずれか1つを満たした最初の日としている。B社の場合は、製品がUSMLに含まれる前に(2)が起きているため、FIRMAの規定上「重要技術」に該当せず、申告が義務ではないと判断されるものと見られる。ただし、官報はCFIUSの審査対象にはなり得るとしている。

※31 CFR 800.207で、株式持分を構成しないが、緊急時または事前に規定した出来事が起こった際に、株式持分を取得する権利に転換できる金融ツールと定義している。